

政令第八十五号

生活保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条の五第二項において準用する同法第五十五条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下この条において「支給機関」という。）を「法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に、「支給機関に」を「就労自立給付金を支給する者に」に改め、同条第二項及び第三項中「支給機関」を「就労自立給付金を支給する者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（進学準備給付金の支給に関する事務の委託）

第八条の二 前条の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

第十条第一項中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改める。

第十二条中「第一条第二項及び第三項」の下に「の規定」を、「第八条第二項及び第三項」の下に「これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百四十八号）の項中「第一条第二項及び第三項」の下に「の規定」を、「第八条第二項及び第三項」の下に「（これらの規定を第八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、進学準備給付金の支給に関する事務の委託について定める必要があるからである。